

第8節 税額控除証明

1 概要

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人（以下「税額控除対象法人」という。）に寄附金を支出した場合、当該寄附金について現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用が可能となります。税額控除対象法人の認定に当たっては、所轄庁（西東京市長）から証明を受ける必要があります。

所轄庁が西東京市長以外の法人については、各所轄庁から証明を受ける必要がありますので、直接お問合せ下さい。

2 税額控除対象法人の要件

（1）実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

＜要件1＞3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

※実績判定期間内に特定学校等（保育所・児童養護施設など）の定員の総数が5,000人未満の会計年度がある場合及び社会福祉事業に係る費用の合計額が1億円未満の会計年度がある場合には、要件が別に定められています。

＜要件2＞経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

（2）定款、役員名簿等を主たる事務所に据え置き、閲覧の請求があった場合

には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

※要件は、下記の通知および手引きを確認してください。

- 平成28年6月20日付厚生労働省社援基発0620第1号「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」
- 税額控除に係る証明事務～申請の手引き～ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 2016年4月1日

3 申請の流れ

- ① 証明が必要な法人は、下記必要書類を準備し、あらかじめ西東京市健康福祉部地域共生課地域共生係に申請の予約をした上で、申請をして下さい。
- ② 申請してから、概ね1か月程度で審査します。
- ③ 審査が終了し、内容が適正と認められた場合、証明書を発行いたします。なお、証明書1通につき、300円の事務手数料がかかります。

4 申請の時期

要件を満たし、証明が必要な時期に申請します。

証明有効期間は、証明発行日から5年間となります。

(例) 令和元年12月1日に証明を受けた場合、令和元年12月1日から令和6年(2024)11月30日までの寄附分が、税額控除有効期間になります。

5 必要書類

次にあげる書類が必要になるので、チェック事項を確認の上、下記の順番

で揃えてください。

○必要な申請書類とチェック事項

書類	チェック事項
税額控除にかかる申請書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none">代表者印が押されているか。「申請する要件」にチェックがされているか。「実績判定期間」は、記入されているか。「添付書類」にチェックがされているか。
寄附金受入明細書 (様式2)	<ul style="list-style-type: none">「事務所の所在地」は、定款第4条の事務所所在地と合致しているか。代表者名で原本証明をしているか。実績判定期間分が添付されているか。 <p>【要件1の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">同一人物や生計同一者を、重複して記載していないか。3,000円未満の寄附について、記載していないか。 <p>【要件2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">寄附額に漏れがないか。
チェック表 (税額控除証明関係) (様式3)	<p>【要件2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">入力した数値に誤りはないか。 ※「寄附金受入明細書」及び「決算書類」の数値と合っているか。計算結果に誤りはないか。

6 書類作成上の注意点

- (1) 所轄庁が西東京市長以外の場合は、各所轄庁から証明を受ける必要があるため、直接お問い合わせ下さい。
- (2) 提出書類の用紙の大きさはすべてA4に統一して下さい。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付して下さい。

【参考】税額控除証明手続きに係る国通知

税額控除に係る証明事務～申請の手引～参照